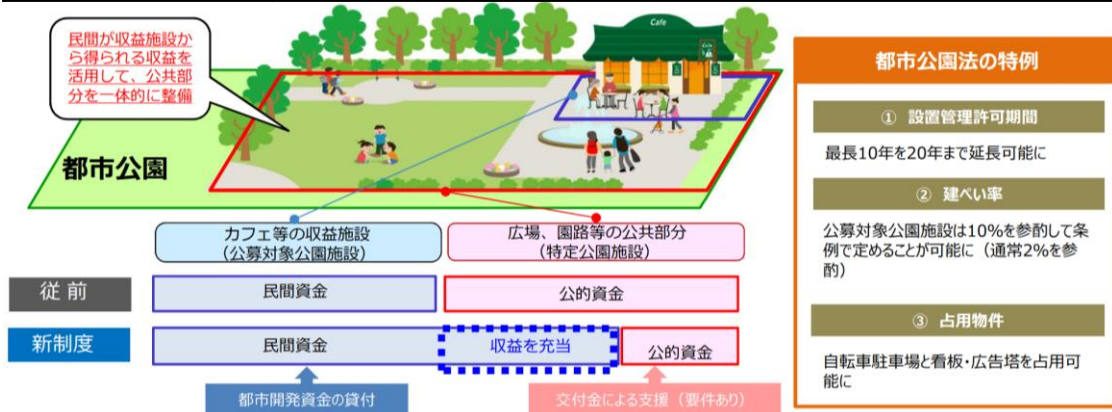


埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業について

令和6年1月
県民生活部スポーツ振興課

1 公募設置等指針について

位置付け (都市公園法第5条の2第1項)	公募設置管理制度(Park-PFI)を導入する際に定める公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針仕様書や募集要項に相当する。
定める主な事項 (都市公園法第5条の2第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設の種類、設置場所、設置や管理の開始時期等 ・特定公園施設の建設に関する事項 ・利便増進施設の設置に関する事項 ・都市公園の環境の維持及び向上措置に関する事項 ・設置等予定者を選定するための評価の基準 ・その他公募の実施に関する事項
その他	策定に当たっては、適宜 民間事業者との対話を行い、実施条件等の精査を実施することとされている。



2 スポーツ科学拠点施設整備事業 スケジュール

年度	R5								R6	R7	R8	R9
月	6	8	9	9	9	1	2	3				
日	14	15	1	1	下旬	23	中旬	下旬				
手続き												
契約締結												
アドバイザリー												
Park-PFI事業												
審査委員会												
公表												
事業者対話												
県民コメントの実施												
審査委員会												
債務負担行為議決												
指針の公表												
設置等予定者の選定												
協定締結												
設計・工事												
供用開始												

3 公募設置等指針案について

(1) 公募対象公園施設

整備施設	種別
主に競技力向上のための必須施設	体力・形態測定室、データ分析室、相談室、多目的トレーニング室、ウエイトトレーニング室、研修室・会議室、スポーツ科学展示室、更衣室、トイレ、事務室等、体育館、宿泊施設・レストラン
その他の必須施設	メインアリーナ(5,000席以上、大型映像ビジョン、演出照明・音響設備等)、ランニングステーション
提案施設	運動施設(例:屋内プール、ドッグランなど)、休養施設(例:キャンプ場など)など

(2) 特定公園施設

整備施設	種別
公園の基盤整備	園路・入口、ランニングコース、広場、敷地造成、樹木及び植栽、親水施設、遊具広場、ベンチ等、手洗い場、管理所、トイレ、案内板、インフラ、照明施設、駐車場、雨水流出抑制
提案施設	公募対象公園施設と一体的に整備することにより効率的な整備が図られる公園施設

(3) 県の費用負担 ※ただし、予算措置について県議会で可決されることを条件とする。

- ・公募対象公園施設として県が整備を必須としている施設の整備費相当額の一部
- ・競技力向上のために必要な測定機器の整備費相当額
- ・公募対象公園施設のうち、体育館、宿泊施設・レストラン、その他の必須施設、提案施設を県の事業で利用する場合の利用料
- ・特定公園施設の整備に要する費用
- ・特定公園施設の維持管理に係る指定管理料(収益等を差し引いた額とする。)

(4) 事業期間

供用開始(令和9年度中)から令和39年3月まで

～埼玉県スポーツ科学拠点施設整備運営事業 概要版～

1.設置目的

- ① パラスポーツを含む多様な競技の競技力向上
- ② 県のスポーツ科学活用の基盤となる人材の育成・蓄積
- ③ 県民のスポーツ実施率の向上、健康づくり
- ④ 上尾運動公園の賑わい創出

2.導入機能

- I. 効率的・効果的なアスリートの支援 [体力・形態測定やデータ分析活用による支援]
- II. 多様な競技のアスリートが集い高めあふ拠点[データを基に様々な競技団体等がトレーニング等実施]
- III. 県内のスポーツ施設・大学等を結ぶハブ機能[競技別活動拠点や大学等と連携し、人材の交流等実施]
- IV. スポーツ科学の知見の普及[県民向けにスポーツ科学を体感できる展示等実施]
- V. 誰もがスポーツを楽しめる機会の提供[トップアスリート等を身近に感じる機会等の提供]

4.整備施設

	整備施設	諸室
公募対象公園施設 (収益施設)	必須施設	メインアリーナ、体育館、宿泊施設、レストラン、ランニングステーション、体力・形態測定室、データ分析室、トレーニング室、会議室、スポーツ科学展示室
	提案施設	運動施設（例：屋内プール、ドッグランなど）、休養施設（例：キャンプ場など）
特定公園施設 (公共施設)	必須施設	園路・入口、広場、樹木及び植栽、花壇、親水施設、遊具広場、ベンチ等、手洗い場、管理所、トイレ、案内板、インフラ、照明施設、ランニングコース、駐車場
	提案施設	公募対象公園施設と一体的に整備することにより効率的な整備が図られる公園施設

3.事業範囲 (上尾運動公園東エリア及びスポーツ総合センター敷地のうち下図赤枠)



5.事業スキーム

- Park-PFI手法を活用。
原則民間事業者による独立採算。

Park-PFI手法とは…

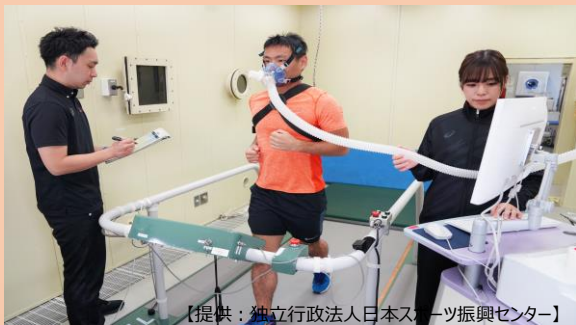
- ・ 主に民間事業者が投資して公募対象公園施設の一部を整備運営し、そこから得られる収益を活用して維持管理を実施。
- ・ 県は特定公園施設の負担や基盤整備などを実施し、収益につながらない部分の維持管理運営に対しては、事業者が料金を支払う事業手法。

6.スケジュール (想定)

- 令和 6 年度 : 事業者選定
- 令和 6 年度～ : 設計・建設
- 令和 9 年度 : 供用開始

～埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業 イメージ～
 (あくまでも例示であり、実際の事業内容・施設配置等は、事業者提案を踏まえて決定する)

スポーツ



【提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター】

スポーツ科学利用



県民スポーツ利用



パラスポーツ利用



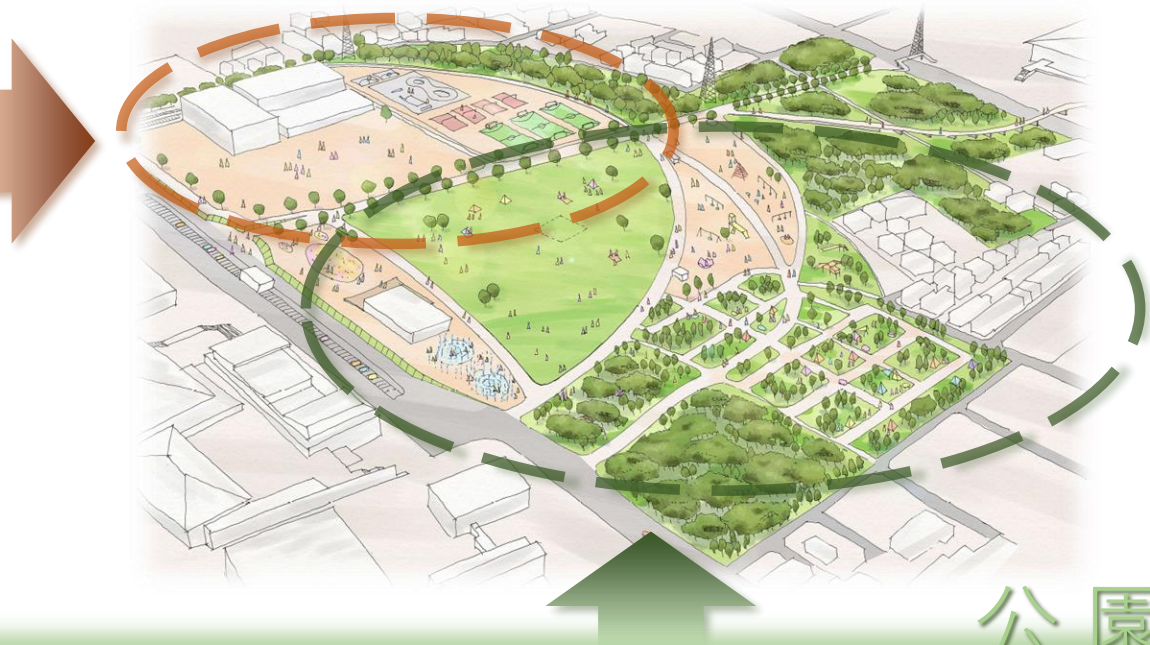
スポーツ興行利用



ランニング利用



事業者提案によるスポーツ施設利用



公園



賑わいの創出



樹林



グランピング等



親水施設



レストラン機能



宿泊機能